平成２３年（フ）第３４号
岐阜県海津市海津町福江1501番地13
債務者　有限会社榊原機工
代表者取締役　榊原　重雄
1　決定年月日時　平成23年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹中　雅史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月29日午前11時30分
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第６８０号
大阪府八尾市垣内３丁目73番地
債務者　株式会社総和興産
代表者代表清算人　小谷　依弘
1　決定年月日時　平成23年３月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松尾　吉洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第８８号
徳島県板野郡北島町太郎八須字五反地14番地20、住民票上の住所徳島県徳島市川内町沖島612番地の１
債務者　井川　　清
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　啓司
4　破産債権の届出期間　平成23年４月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成23年５月26日午前11時10分
6　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８９号
徳島県板野郡北島町太郎八須字五反地14番地20、住民票上の住所徳島県徳島市川内町沖島612番地の１
債務者　井川　清文
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　啓司
4　破産債権の届出期間　平成23年４月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成23年５月26日午前11時10分
6　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１５４号
神奈川県秦野市下大槻410番地２―12―304
債務者　金子　　誠
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　　勝
4　破産債権の届出期間　平成23年４月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月８日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第４１２号
大阪府枚方市山之上西町28番11号
債務者　酒井　　司
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大槻　純生
4　破産債権の届出期間　平成23年４月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月３日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１１０号
大津市今堅田２丁目14番７―702号　リーヴス堅田駅前
債務者　木口　耕二
1　決定年月日時　平成23年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中井　陽一
4　破産債権の届出期間　平成23年５月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月３日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１３１８号
大阪府阪南市石田576番地の５
債務者　藤村　　明
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　相沢　祐太
4　破産債権の届出期間　平成23年５月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月６日午後３時
6　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１３４号
岡山市中区平井３丁目1015番地30
債務者　奥江　一久
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三宅　克仁
4　破産債権の届出期間　平成23年５月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月１日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７３号
福岡県久留米市合川町2137番地２
債務者　重松　リヱ
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　修一
4　破産債権の届出期間　平成23年４月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月20日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第１３号
愛媛県西予市明浜町高山甲3510番地
債務者　渡邊　平吾
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙田　博明
4　破産債権の届出期間　平成23年５月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月28日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２３年（フ）第１１３号
札幌市白石区菊水上町４条１丁目135番地
菊水上町団地２―501号
債務者　芳賀　英幸
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川上　大雅
4　破産債権の届出期間　平成23年４月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月２日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４１号
岐阜県多治見市池田町５丁目232番地
債務者　伴　　千保
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　國光　健宏
4　破産債権の届出期間　平成23年４月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月８日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第６０６号
愛知県日進市栄３丁目803番地　エスポワール東山201、住民票上の住所愛知県日進市赤池町モチロ61番地34
債務者　宮地　正一
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小島　高志
4　破産債権の届出期間　平成23年４月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月21日午前11時20分
6　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６０７号
愛知県愛知郡東郷町北山台３丁目８番地２
債務者　宮地　明美
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小島　高志
4　破産債権の届出期間　平成23年４月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月21日午前11時20分
6　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部